

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員定数条例

昭和45年3月5日

条例第1号

改正 昭和47年8月条例第1号

同 50年2月 同 第1号

同 57年2月 同 第1号

令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、22人とする。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。